

**秋田県**  
**特別支援学校の医療的ケア**  
**実施の手引**

令和8年3月  
秋田県教育委員会

## はじめに

本県では、平成13年度から県立特別支援学校への看護師配置による「医療的ケア支援事業」を開始し、県医師会、県看護協会の御支援、御協力により、安心・安全を最優先とする医療的ケア実施体制の整備を進めてまいりました。事業開始時の対象校は、肢体不自由を主対象とする特別支援学校1校でしたが、今年度5月1日現在、学校看護職員による医療的ケアを実施している特別支援学校は7校1分校に広がり、関係機関との連携の下、各校において対象幼児児童生徒の教育の充実に向けた取組が行われております。

国においては、近年、医療的ケア児の増加や医療的ケア児を取り巻く環境の変化に対して、様々な施策を講じています。平成31年3月には、文部科学省による通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」により、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを含めた、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や、医療的ケアを実施する際に留意すべき点等が示されました。さらに、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、医療的ケア児支援法）が公布され、地方公共団体及び学校設置者には、法の趣旨を踏まえた取組に努めることが求められています。同年8月には、学校教育法施行規則の一部改正により、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員の名称及び職務内容が新たに規定されました。

これらの国の動きを受けて、本県では、令和4年度末に特別支援学校における学校看護職員配置による医療的ケア実施要綱等を改定し、学校看護師の名称を学校看護職員に変えるとともに、学校看護職員が校外でも医療的ケアを実施できるよう勤務場所を拡充しました。また、本年3月には、同実施要綱における医療的ケアの内容に人工呼吸器の管理及び血糖値の測定・インスリン注射を追加しました。

さらにこの度、平成28年3月に作成した「秋田県特別支援学校医療的ケア実施の手引」を改訂し、実施要綱の改定内容の反映に加えて、保護者の負担軽減の観点から、医療的ケアの実施手続きの見直しや学校看護職員による校外学習時の医療的ケア実施体制の整備を行うとともに、災害時への備えや対応のポイントを加筆しました。

各特別支援学校においては、本手引の内容について、全教職員への周知及び保護者との共通理解に努めるとともに、主治医や保護者とのきめ細かな連携に基づき、安心・安全な医療的ケア実施体制の一層の整備・充実を図ることをお願い申し上げます。

令和8年3月

秋田県教育庁特別支援教育課長

小山高志

# 目 次

## はじめに

## 第1章 秋田県における特別支援学校の医療的ケア

### I 医療的ケアと実施者

- 1. 医行為と医療的ケア ----- 1
- 2. 本県県立特別支援学校における医療的ケアの実施者 ----- 1
- 3. 医療的ケアの実施による成果と課題 ----- 2

### II 本県県立特別支援学校における対象幼児児童生徒の状況

- 1. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の実態 ----- 3
- 2. 学校看護職員が実施している医療的ケアの主な内容 ----- 4

## 第2章 学校看護職員配置校における医療的ケア

### I 学校における医療的ケアの実施

- 1. 目的と具体的な取組 ----- 5
- 2. 対象幼児児童生徒と医療的ケアの内容 ----- 5
- 3. 主治医・学校・県教育委員会・医師会等の関係機関の役割 ----- 6
- 4. 医療的ケア年間実施計画 ----- 8

### II 校内支援体制

- 1. 医療的ケア実施のための校内支援体制 ----- 9
- 2. 医療的ケア校内検討委員会の役割と構成 ----- 9
- 3. 全教職員の役割と連携 ----- 10
- 4. 医療的ケアの教育的意義に基づく校内連携 ----- 10
- 5. 緊急時の体制 ----- 11
- 6. 災害時への備えと対応 ----- 11
- 7. 「個別の教育支援計画」等の活用による関係者間の連携 ----- 13

### III 学校看護職員の勤務

- 1. 学校看護職員の役割 ----- 14
- 2. 学校看護職員の勤務に関する具体的な内容（Q & A） ----- 15

### IV 医療的ケア実施手続き

- 1. 文書による手続きと共通理解の重要性 ----- 19
- 2. 手続きのポイント ----- 19
- 3. 実施手続きの具体的な内容 ----- 21

### ◇様式

- ・医療的ケアの手続きに関する様式（様式1～様式10） ----- 25
- ・様式例（様式11～様式16） ----- 38

### ◇資料

- ・医療的ケアに係る実施要綱等（資料1～資料7） ----- 45
- ・関連した通知等（文部科学省Webサイト、文部科学省通知等） ----- 52

# 第1章 秋田県における特別支援学校の医療的ケア

## I 医療的ケアと実施者

### 1 医行為と医療的ケア

#### (1) 医行為

医師及び看護師などの免許を有さない者による医行為は、医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されています。ここにいう医行為とは、医師の医学的判断及び技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は、危害を及ぼすおそれのある行為を反復継続する意思をもって行うこととされています。

#### (2) 医療的ケア

令和3年6月に成立し、同年9月に施行された「医療的ケア児支援法」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。

### 2 本県県立特別支援学校における医療的ケアの実施者

学校における医療的ケアの実施者は、医師、看護師、介護福祉士、認定特定行為業務従事者、医療的ケア児本人、保護者とされています。本県の特別支援学校においては、学校看護職員、本人、保護者が医療的ケアを実施しています。

#### (1) 学校看護職員による実施

本県県立特別支援学校においては、教員による医療的ケア\*は行いません。幼児児童生徒のより安心・安全な医療的ケアを目指し、通学生に関しては県医師会及び県看護協会と連携し、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に学校看護職員を配置して対応し、校内支援体制づくり等も含め医療的ケアの充実を図っています。

\* 平成23年の「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、平成24年4月より、一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになりました。この制度改正を受けて、学校の教員についても特定行為については法律に基づいて実施することが可能となりました。地域によっては、研修を修了し認定特定行為業務従事者として、都道府県知事に認定を受けた教員が特定の医療的ケアを実施している場合があります。

## (2) 学校看護職員が対応できる行為

医師法及び保健師助産師看護師法の規定により、学校看護職員が対応できる医行為は「医師の指示の範囲」となります。しかし実際には、看護師資格を有していれば一律に可能となるものではなく、①学校看護職員本人の意思、②過去の経験による必要十分な力量、③対象幼児児童生徒の医療的ケアの適切な実施方法の熟知等の視点から、主治医及び学校医が許可するものであることを認識する必要があります。

また、学校において医療的ケアを実施する場合には、学校看護職員個人に係ることだけではなく、学校看護職員の過重負担とならないように、当該医療的ケアを安全に実施するための校内支援体制が整っていることが重要です。責任ある体制の下で個々のケースの実情を踏まえた検討が十分に行われ、その上で学校看護職員が対応できる医療的ケアかどうかの判断をしていくことが大切です。

## 3 医療的ケアの実施による成果と課題

学校における医療的ケアの実施により、次のような成果と課題が報告されています。

### <成果>

- ・対象幼児児童生徒の生活リズムが安定し、健康状態が改善されました。医療的ケア開始当初に比べ欠席が少なくなり、その成果としてケアの回数が増えるという結果も出ています。また、ケア実施時に学校看護職員に食事を摂る、摂らない、吸引をする、しないといった意思表示をする場面が増え、コミュニケーション能力が向上しています。
- ・保護者の負担が軽減されました。時間に余裕が生まれ、子どもにゆとりをもって対応できるとのお話がありました。
- ・主治医・学校看護職員、教員以外の関係者が学校教育に関与し、教育・福祉・医療の連携体制が構築されることで、医療的ケアの安全な実施が可能となっています。
- ・学校看護職員が配置され、担任等との連携が進んだことで、対象幼児児童生徒の体調について理解が進み、安心して指導を行うことができるようになりました。

### <課題>

- ・主治医－保護者－学校－県教委と確認書類のやりとりで、医療的ケアが安全に実施できるように進めていますが、手続きに時間を要するため、保護者が負担に感じることもあります。
- ・対象幼児児童生徒の体調の捉え方が、保護者と学校看護職員との間で異なる場合があります。対応する学校看護職員が不安に感じる場合があります。
- ・個々の医療的ケアの状況に応じた対応の検討や、学校看護職員における安全な医療的ケア実施に向けた研修の充実等が求められています。

医療的ケアを安全に実施するためには、確認書類のやりとり等の手続きは大切な役割を果たしています。今回の手引きの改訂では、保護者の負担軽減につながるよう、手続きの見直しを行いました。今後も機能と効率の両方の観点から、手続きをより円滑に実施できるよう「特別支援学校医療的ケア推進協議会」等で検討し、関係機関間の連携や共通理解を図っていきます。

また、日常的に学校・保護者・学校看護職員が連携し、対象幼児児童生徒の健康管理について情報を共有しながら、医療的ケアを安心・安全に実施していきます。

県看護協会、県医療的ケア児支援センターコラソンからの協力を得て「学校看護職員配置校巡回訪問」や「学校看護職員研修会」を実施し、医療的ケアの安全な実施に向けて、医療的ケア実施上の配慮事項や最新の情報を確認できる場を設定します。

## Ⅱ 本県県立特別支援学校における対象幼児児童生徒の状況

次の表は、「令和7年度医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の実態調査」（秋田県立特別支援学校対象：令和7年5月1日現在）の結果です。

### Ⅰ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の実態

◇日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒数（通学形態・対応者別）

区分		医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(人)				
通学形態(実施場所)	対応者	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
通学生(学校)	学校看護職員	0	11	6	6	23
通学生(学校)	保護者 (常時又は定時に来校)	0	0	2	0	2
通学生(学校)	学校看護職員 保護者(常時又は定時に来校)	0	0	1	0	1
通学生(学校)※寄宿舎含む	幼児児童生徒本人	0	0	1	0	1
通学生(自宅)	保護者や幼児児童生徒本人	0	2	3	1	6
通学生(医療療育センター)	医師や看護師	0	5	3	3	11
在宅訪問(家庭)	保護者	0	1	4	3	8
病院訪問 (あきた病院、医療療育センター等)	医師や看護師	0	3	3	2	8
合計		0	22	23	15	60

令和7年5月1日現在では、本県県立特別支援学校に、医療的ケアが必要な児童生徒が60名在籍しています。内訳は、医療的ケアを受けながら通学している児童生徒が44名、家庭や病院での訪問教育を受けている児童生徒が16名です。また、医療的ケアの実施者は、学校看護職員、病院看護師、本人、保護者です。

## 2 学校看護職員が実施している医療的ケアの主な内容

◇日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒数（行為別）

医療的ケアの内容		令和7年度合計	
栄 養	経管栄養（鼻腔）	5	
	経管栄養（胃ろう）	10	
	経管栄養（腸ろう）	0	
	経管栄養（口腔ネラトン法）	0	
	I V H中心静脈栄養	0	
呼 吸	吸 引	口腔・鼻腔内（咽頭より手前）	15
		口腔・鼻腔内（咽頭より奥の気道）	6
		鼻腔咽頭エアウェイ内	0
		気管切開部（気管カニューレ内から）	9
		気管切開部（気管カニューレ奥から）	0
	気管切開部の衛生管理	10	
	ネブライザー等による薬液の吸入	5	
	経鼻咽頭エアウェイの装着	0	
	酸素吸入（酸素療法）	3	
	人工呼吸器の使用	2	
カフアシスト	2		
排せつ	導尿（介助） *本人が行う導尿を除く	2	
	浣腸*平成17年7月26日付け厚生労働省医政局長通知に該当する行為を除く	0	
その他	血糖値測定 *本人が自ら行う血糖値測定を除く	0	
	インスリン注射 *本人が自ら行うインスリン注射を除く	0	
	ネブライザー等による薬液でない水（精製水・生理食塩水）の吸入	1	
	導尿（自己）	2	
	座薬の挿入	6	
	服薬等	15	

対象幼児児童生徒が受けている医療的ケアの内容は多岐にわたり、複数の内容を必要とする幼児児童生徒も多いことから、より安全で丁寧な対応が求められています。

## 第2章 学校看護職員配置校における医療的ケア

### I 学校における医療的ケアの実施

#### 1 目的と具体的な取組

本県県立特別支援学校で行っている学校看護職員による医療的ケアは、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する特別支援学校に学校看護職員を配置することにより、幼児児童生徒に安全で安心な学習環境を整備し、併せて、医療的ケアに対する保護者の負担を軽減し、教育の充実を図ることを目的としています。

具体的には、次のような取組をしています。

- ① 学校看護職員配置要項に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する特別支援学校に学校看護職員を配置します。
- ② 医療的ケアに必要な環境（備品等）を整備します。
- ③ 「主治医巡回指導」を実施し、対象幼児児童生徒の主治医が医療的ケアの内容及び校内支援体制全般について、学校看護職員及び関係職員に指導を行います。
- ④ 「医療的ケア学校看護職員配置校巡回訪問」を実施し、秋田県看護協会推薦講師による医療的ケアの参観、学校看護職員との情報交換・助言等を行います。
- ⑤ 「医療的ケア学校間連絡協議会」を実施し、学校看護職員を配置して医療的ケアを実施する学校間の情報交換等を通して、安心・安全な医療的ケアの進め方を協議します。
- ⑥ 「学校看護職員研修会」を実施し、専門家による実技演習や講話等により医療ケア実施上の配慮事項について共通理解を図ります。
- ⑦ 「特別支援学校医療的ケア推進協議会」を実施し、秋田県医師会、秋田県看護協会、大学、関係機関との連携のもと、安心・安全な医療的ケアの在り方を検討します。

#### 2 対象幼児児童生徒と医療的ケアの内容

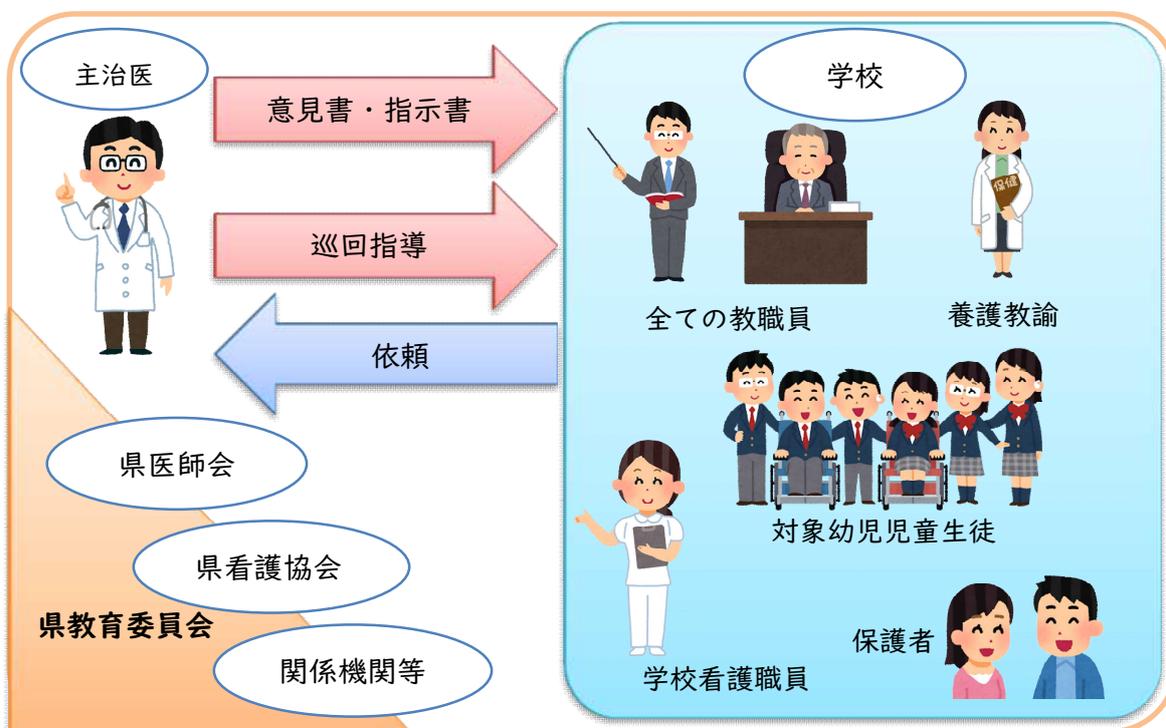
「特別支援学校における学校看護職員配置による医療的ケア実施要綱（p45 資料1）」では、医療的ケアの対象者を「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒のうち、自宅から通学し、校長が必要であると認めたもの」としています。

また、医療的ケアの内容は、原則として次に示すものであり、各主治医の指示書に基づき学校看護職員が学校において行う上で支障がないと校長が認め、県教育委員会が承認した内容に限ります。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ・痰の吸引          | ・経管栄養     |
| ・気管切開部の衛生管理    | ・酸素療法     |
| ・導尿介助          | ・人工呼吸器の管理 |
| ・血糖値測定・インスリン注射 |           |

### 3 主治医・学校・県教育委員会・医師会等の関係機関の役割

次の図は、「県立特別支援学校における学校看護職員による医療的ケア」の概念図です。



以下の関係者の役割を理解し、連携を図りながら医療的ケアを実施します。

#### 【県教育委員会】

- ・特別支援学校の医療的ケアに係る手引きの作成
- ・特別支援学校医療的ケア推進協議会の設置
- ・医療的ケアを実施する学校看護職員の確保（雇用や派遣委託等）
- ・医療的ケアを実施する学校看護職員の研修の実施
- ・秋田県医師会・秋田県看護協会との連携
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析
- ・医療的ケア実施に係る体制等について、保護者や医療関係者等への周知

#### 【校長・副校長・教頭・医療的ケア担当教員】

- ・各特別支援学校における医療的ケアの実施要項の策定
- ・医療的ケア校内検討委員会等の設置・運営
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・関係機関を含めた連携体制の構築・管理・運営
- ・本人・保護者への説明
- ・教育委員会への報告
- ・学校看護職員の服務監督、勤務管理
- ・訪問看護ステーションとの連絡・調整
- ・緊急時の体制整備
- ・環境（備品）の検討
- ・主治医等の医療関係者への連絡・報告

#### 【学校看護職員】

- ・医療的ケアの実施
- ・教職員・保護者との情報共有
- ・医療的ケアの記録・報告
- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・指示書に基づく個別マニュアルや緊急時のマニュアルの作成（全ての教職員と共に）
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の対応
- ・自立活動の指導等

#### 【全ての教職員】

- ・学校における医療的ケアの教育的意義と対象幼児児童生徒の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境の理解
- ・学校看護職員・保護者との情報共有
- ・指示書に基づく個別マニュアルや緊急時のマニュアルの作成（学校看護職員と共に）
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・自立活動の指導等
- ・緊急時の対応

#### 【養護教諭 ＊上記の全ての教職員の役割に加えて】

- ・保健教育、保健管理等の中での支援
- ・対象幼児児童生徒の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医、学校医等の医療関係者との連絡・報告
- ・学校看護職員と教職員との連携支援

#### 【主治医】

- ・本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・緊急時に係る指導・助言
- ・個別の手技に関する学校看護職員への指導
- ・個別マニュアル・緊急時のマニュアル等への指導・助言・承認
- ・学校への情報提供（学校看護職員や教職員との連携、巡回指導）
- ・保護者への説明

#### 【保護者】

- ・医療的ケアの実施体制への理解に基づく学校との連携・協力
- ・学校と主治医との連携体制の構築への協力
- ・医療的ケア児の健康状態の学校への報告
- ・緊急時の連絡手段の確保と緊急時の対応
- ・定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ・医療的ケアに必要な医療器具等の準備（学校が用意するものを除く）

#### 4 医療的ケア年間実施計画

医療的ケアの手続きは、保護者の申請によりスタートします。医療的ケアの対象幼児児童生徒が在籍している場合、学校では年間を通じておおよそ次のような流れで「学校看護職員による医療的ケア」を実施します。具体的には、各校の「医療的ケア実施要項」に基づき「医療的ケア年間実施計画」を立案し、取り組むことになります。

実施時期	実施内容	学校→県教育委員会
12月～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新入生及び新規に医療的ケアを開始する幼児児童生徒】</li> <li>・(新入生)教育相談</li> <li>・(新規に医療的ケアを開始する幼児児童生徒)実施に向けた申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【実施確認書】の送付</li> <li>→【実施承認書】の受理</li> <li>※新入生や新規のケースは、4月に開始できるよう手続を進める。</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアの開始</li> </ul>	
4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療的ケア校内検討委員会」の開催</li> <li>※適宜開催</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「医療的ケア学校間連絡協議会」</u>への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【医療的ケア年間計画】【前年度ヒヤリ・ハット事例】【緊急対応カード】を提出</li> </ul>
5月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主治医巡回指導」の実施</li> <li>・「校内職員研修会」の実施</li> <li>・「緊急対応訓練」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度のできるだけ早い時期に主治医巡回指導を実施し、実施後は【主治医巡回指導報告書】を提出</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「学校看護職員研修会」</u>への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアの内容の追加がある場合は適宜【実施確認書】を提出</li> </ul>
10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「医療的ケア学校看護職員配置校巡回訪問」</u>の受入れ(県看護協会講師による指導：年1校程度)</li> </ul>	
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「医療的ケア推進協議会」</u>への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【実施報告資料】の提出</li> </ul>
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の医療的ケアの実施内容を保護者、主治医と確認</li> <li>・自校の「医療的ケア実施要項」の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の【実施確認書】の送付→【実施承認書】の受理</li> </ul>

※下線については県教育委員会主催

## II 校内支援体制

### I 医療的ケア実施のための校内支援体制

- (1) 各校で実施要項を策定し、医療的ケアの目的、実施の範囲や条件、実施手続き、学校看護職員の業務、校内支援体制等について全校職員が共通理解する必要があります。
- (2) 各校では、校内支援体制確立のために、次のような委員会等を組織しています。実施回数や時期は、学校や幼児児童生徒の状況によって異なりますが、毎年見直しや検討が必要です。

「校内検討委員会」  
「保護者・関係職員連絡会」  
「関係職員連絡会」  
「（保護者との）連携・面談週間」  
「主治医巡回指導」 等

- (3) 校内の緊急時対応マニュアルに基づき、「医療的ケア緊急対応カード」を作成し、全校教職員が対応できるように共通理解する必要があります。

### 2 医療的ケア校内検討委員会の役割と構成

- (1) 医療的ケアに関する校内検討委員会は、校内における医療的ケアの対象幼児児童生徒に対して、医療的ケアを安全かつ円滑に実施するための校内支援体制の連絡調整を行う役割があります。

次の事項が委員会での検討内容となります。

ア 医療的ケア実施の適否の検討  
イ 医療的ケア実施環境の整備  
ウ 医療機関等との連携体制の整備  
エ 医療的ケア緊急連絡体制の整備  
オ 医療的ケアに関する研修内容の検討  
カ 医療的ケア実施状況の確認

- (2) 校内検討委員会の委員は、次により構成します。

- ①校長 ②副校長・教頭 ③事務長 ④教務主任 ⑤保健主事 ⑥学部主事  
⑦養護教諭 ⑧対象幼児児童生徒の担任 ⑨学校看護職員 ⑩学校医  
⑪その他、学校で必要と認める者

校内検討委員会の実施に当たっては、必要に応じて、県教育委員会等に出席を依頼することや、事前に電話等で意見を求めることができます。

### 3 全教職員の役割と連携

安心・安全な医療的ケアの実施に向けては、その前後の準備、後片付け、医療的ケア環境の整備、時間の設定等、幼児児童生徒が安心して医療的ケアを受けることのできる体制づくりに、全教職員の共通理解と協力が必要です。

そのために、職員会議や研修等の場を活用し、全教職員が医療的ケアの意義と全体像を把握しておく必要があります。医療的ケアの実施手順の十分な理解のほか、特に緊急時の速やかな対応について、全教職員に周知徹底することが求められます。

### 4 医療的ケアの教育的意義に基づく校内連携

医療的ケアの対象幼児児童生徒の実態は多様であり、いわゆる重症心身障害児に該当する者のみならず、歩いたり、活発に動き回ったりすることが可能な幼児児童生徒も在籍します。対象幼児児童生徒の可能性を最大現に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っていくことが大切です。

学校における医療的ケアの実施は、対象幼児児童生徒に対する教育面・安全面で大きな意義をもつものです。医療的ケアの実施により通学日数が増加し、日々の授業の継続性が保たれることで、教育内容が深まったり、教職員と対象幼児児童生徒との関係性が深まったりするなど、本質的な教育的意義があります。

また、医療的ケア時における教育的意義としては、具体的には次のようなことが考えられます。

- ・ 経管栄養や導尿等を通じた生活リズムの形成 (健康の保持・心理的な安定)
- ・ 吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成  
(コミュニケーション・人間関係の形成)
- ・ 排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上  
(心理的な安定・人間関係の形成)
- ・ 安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築  
(人間関係の形成・コミュニケーション) など

\* ( )は対応する特別支援学校学習指導要領「自立活動」の区分の例

\*参考「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」  
(公益財団法人 日本訪問看護財団)

医療的ケアに関わる教職員は、幼児児童生徒の医療的ケア時における教育的意義を踏まえ、医療的ケアを実施している時間、医療的ケアを実施すること自体も自立活動等の指導につながるものであると捉えて、指導・支援を実施し、医療的ケア児との関係性を深めながら、成長を促すことが求められます。

対象幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」における個別の目標や手立てについて、学校看護職員を含めた教職員が共通理解を図り、両計画に基づき個別のねらいに沿った指導・支援を行うことが重要です。

## 5 緊急時の体制

緊急時とは幼児児童生徒の生命に関わる危険があり、可能な限り速やかな対応を要する非常事態であるため、あらゆる危険性を想定し、緊急時の体制を整備するとともに、医療的ケア対象幼児児童生徒の緊急時対応マニュアルを個々に用意する必要があります。緊急時対応マニュアルの作成に当たっては、次の視点を明確にし、緊急時に機能するよう定期的な確認と訓練をしておくことが大切です。

- ・ 具体的な指示系統
- ・ 各教職員の動き
- ・ 保護者や関係機関等への連絡系統

なお、「様式例」(p38)の中に、「医療的ケア緊急対応カード」(様式例11)を掲載していますが、各校において具体的な場面を想定し、その対応について具体的に協議し、シミュレーションを重ねて作り上げることにより、非常時に対応できる体制が構築できると考えます。緊急時対応マニュアルを作成する過程で、主治医の勤務日や勤務時間、保護者の所在等について、マニュアルに記載し、日常的に把握しておくことも必要です。主治医巡回指導等を活用し、主治医との確認・共通理解を図りましょう。

## 6 災害時への備えと対応

災害の発生時、長時間の停電や断水は生命の危機に直結します。災害時への備えとしての必要物品の準備は、学校から動けなくなることや保護者の迎えに数日を要することを想定して、個別に使用する医療材料や医療器具、消耗品、非常食、水、薬の準備・備蓄を行う必要があります。備蓄に関しては、保護者との協議を重ね、協力を得ながら必要な物品を準備します。同時に必要物品について、確実に保管できる場所の確保と保管場所の周知が大切です。

人工呼吸器や吸引器等を使用している場合は、医療機器のバッテリー作動時間を確認する必要があります。学校に予備の吸引器を配備できる場合は、緊急時に使用できるか定期的な点検を行うことが大切です。非常用電源については、各校でどのように

して電源を確保するか検討し、必要に応じて非常用発電機やポータブル電源の準備等を進める必要があります。すでに準備している学校においては、操作方法の習得も進めてください。幼児児童生徒が使用する医療機器の種類やメーカー、仕様は様々です。予備のバッテリーの準備等には保護者の理解と協力は欠かせません。学校での点検に加え、各家庭での使用や点検の状況も把握しましょう。個別の緊急時対応マニュアルに災害時の対応を記載することも、関係者間の共有の上で効果的です。

また、バックバルブマスクや手動吸引器、足踏み吸引器等、電源を使用しない方法も準備し、使用方法について確認することが大切です。幼児児童生徒への緊急時の使用については、主治医や保護者との確認を行いながら安全な使い方について共通理解を図り、災害時・緊急時に落ち着いて使用できるように備えておきましょう。

次の表に、災害時の対策として必要なポイントのうち、代表的なことを整理しました。各校の検討・整備状況を確認してみてください。

災害時の対策のポイント	検討・整備状況
○ハザードマップ等で地域の災害リスクを知る。	
○地震の際に周りの家具、医療機器、ケア物品等が倒れたり、落下したりしないか確認する。	
○避難場所や避難経路、避難方法を確認する。	
○災害時の対応や家庭との連絡について共通理解を図る。	
○緊急時の医療機関との連絡体制について共通理解を図る。	
○停電時の対応について検討・準備を行う。	
・ 予備のバッテリーや電源の確保を行う。	
・ 予備のバッテリーの充電状況を確認する。	
・ 内蔵及び外付けバッテリーが何時間使用できるか確認する。	
・ 近所で電気の提供が受けられるところがあるか確認する。	
・ 避難行動要支援者として市町村との連携状況を確認する。	
・ 電源を必要としない他の方法を準備する。	
○必要物品の準備・備蓄を行う。	
・ 医療材料、衛生材料の備蓄を行う。( 日分)	
・ 薬、栄養の準備・備蓄を行う。( 日分)	
○主治医と災害時の対応について共有する。	

\*参考「医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～」  
(国立研究開発法人 国立成育医療センター)

## 7 「個別の教育支援計画」等の活用による関係者間の連携

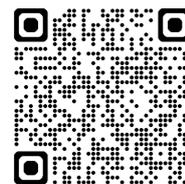
医療的ケアの対象幼児児童生徒の医療的ケアの状況については、医療機関との情報共有や連携は欠かせないものです。加えて、近年は、対象幼児児童生徒の活動の場が多様化しており、放課後等デイサービスやショートステイ等の利用も増えてきました。これら福祉サービスの利用は、相談支援事業所の相談支援員等との連携の下で進められています。

対象幼児児童生徒を支援する関係者間の連携においては、そのツールとして「個別の教育支援計画」を活用することが効果的です。保護者を含め、関係機関が連携して「個別の教育支援計画」を作成し、共有することで、本人・保護者の願いや思いに寄り添う支援の方向性の共通理解につながります。

近年は、秋田県医師会で運用している「キッズナラティブ秋田\*」を連携のツールとして活用している保護者も増えてきました。関係者間での日常の情報共有の内容を学校が知り、校内での支援やケアの実施に生かしていく取組も進められています。

\*キッズナラティブ秋田…ナラティブブック秋田の取り組みのうち、医療的ケア児を中心とした、新しい見守りの活動です。保護者が主体となって幼児児童生徒のアカウントを作成・管理し、そこにご家族や医療・福祉・介護・教育関係者が日々の情報を投稿することによって、本人や保護者の想いをささえる取り組みです。

(秋田県医師会ホームページより一部引用)



### Ⅲ 学校看護職員の勤務

#### Ⅰ 学校看護職員の役割

##### (1) 法律上の学校看護職員の職務

医師法や保健師助産師看護師法には、次のような条文があります。

○医師法 第4章 業務「医師でないものの医業禁止」

第17条 医師でなければ医業をなしてはならない

\*罰則 本法第31条第1項第1号及び第2号

○保健師助産師看護師法 第4章 業務「医療行為の禁止」

第37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合の外、診療機器を使用し、医薬品を授与し、又は、医薬品について指示をなし、その他医師若しくは歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる恐れのある行為をしてはならない。但し、臨時応急の手当てをなし、又は、助産師がへそのおを切り、かん腸を施し、その他助産師の業務に当然付随する行為をなすことは差し支えない。

\*罰則 本法第44条第2号

この法律から、特別支援学校において学校看護職員が対応できる医療的ケアは、対象幼児児童生徒の主治医による【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】(p26~29)によるものになります。

##### (2) 学校看護職員の職務 (p46 資料2 参照)

秋田県立特別支援学校における学校看護職員の職務には、自立活動の指導補助が含まれています。対象幼児児童生徒の吸引等のため、常時学校看護職員がついていなければならない場合もありますが、医療的ケアを行うことにより児童生徒等が授業に安全に参加できるよう環境を整えること自体を自立活動の指導の補助として捉えることができます。医療的ケアに直接対応しない時間についても、学級担任と連携し、自立活動の指導を補助しながら対象幼児児童生徒の活動の様子を把握する必要があります。

##### (3) 学校看護職員の配置基準

本県では、「医療的ケアに係る学校看護職員配置要領」(p46 資料2)により、実情に応じた適切な配置を行います。したがって、対象幼児児童生徒の実態や人数、学校の実情によって配置人数は異なります。

また、学校看護職員が一人配置の特別支援学校においては、近隣の特別支援学校間での兼務発令による学校看護職員の配置ができるようにすることで、不在時（休暇取得や校外学習への同行等）の対応ができるようにしています。

## 2 学校看護職員の勤務に関する具体的な内容（Q & A）

Q-1 対象幼児児童生徒が風邪等により主治医から薬を処方された場合、学校看護職員は投薬の処置ができますか。

平成17年8月25日付けで文部科学省から「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」が通知されました。これによると、患者の状態が一定の条件を満たし、事前に家族の依頼や医師の処方、服薬指導等があれば、原則として医師法等の規制の対象外であるという見解が示されました。学校においては、あらかじめ、【（様式例12）服薬等依頼書】（p39）を提出してもらうことで、服薬介助が可能となりました。

学校看護職員による医療的ケアの対象児童生徒等についても、同様の手続きにより、風邪等で主治医から処方された薬を学校で飲ませることが可能です。ただし、学校看護職員による医療的ケアを受けている場合は、【（様式2）医療的ケア意見書・指示書】（p26～29）及び【（様式例12）服薬等依頼書】（p39）に基づき学校看護職員が投薬を行います。

Q-2 学校看護職員は、対象幼児児童生徒に対し、特定の医療的ケア内容のほか、日常的に手当等の処置をすることはできますか。

原則としてできません。学校看護職員は主治医から指示された特定の幼児児童生徒に対し、特定の医療的ケア内容のみに対応できます。

しかし、緊急時の対応についてはこの限りではありません。緊急時には、主治医や救急病院からの指示あるいは、その場の判断で緊急応急処置あるいは救急救命処置をする必要があります。救急対応が必要な緊急応急処置・救急救命処置と医療的ケアの対応は、異なる捉え方をします。

学校における「救急救命措置」については、日頃から、学校全体の緊急時対応マニュアルに従って行われるものですが、校内において学校看護職員又は保護者が「医療的ケア」を行っている幼児児童生徒や「日常生活行為」を自己管理している幼児児童生徒については、主治医との連絡を密にし、緊急時にどのような対応が必要であるか、学校全体で検討してからマニュアル化する必要があります。

Q-3 学校看護職員は校外学習等、外に出て医療的ケアに対応することはできますか。また、スクールバス内で医療的ケアに対応することはできますか。

令和5年3月28日付け教特-1950「特別支援学校における学校看護職員配置による医療的ケア実施要綱等の改訂について」で通知したとおり、「特別支援学校における学校看護職員配置による医療的ケア実施要綱」(p45 資料1)に基づき、学校看護職員は校外の学習において適切な場所で勤務できることとしています。

また、令和7年9月5日付け事務連絡「学校看護職員による医療的ケアの対象児童生徒のスクールバスを使用した校外学習の実施の手順について」で連絡したとおり、学校看護職員は校外学習時の移動に伴うスクールバス内で医療的ケアを実施することが可能です。「学校看護職員による医療的ケアの対象児童生徒のスクールバスを使用した校外学習実施の手順」(p51 資料7)を基に、校外での学習活動において、安全に医療的ケアを実施できるよう、医療的ケア校内検討委員会で検討する必要があります。

校外学習時の医療的ケアの実施については、校外で実施可能な医療的ケアについて【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】(p26~29)で確認するとともに、緊急時や救急搬送時の対応についても事前に主治医と確認し、十分検討しなければなりません。各校で作成した校外学習実施計画(案)を基に、対象幼児児童生徒の主治医から校外学習への参加の可否について確実に判断を得る必要があります。

なお、学校看護職員は、服務上宿泊ができません。宿泊を伴う学習活動においては、基本的に保護者の協力を得る必要があります。

Q-4 学校看護職員が都合により欠勤した場合、どのように対応したらよいですか。

学校看護職員が休暇を取得する場合や、対象幼児児童生徒が複数在籍している学校で学校看護職員が校外学習への同行のために不在となる場合に備え、学校看護職員一人配置の学校に兼務発令による学校看護職員を配置しています。兼務発令による配置が困難な学校においては、地域の訪問看護ステーションとの契約により、学校看護職員不在時の医療的ケアの実施を行います。

ただし、訪問看護ステーションによる医療的ケアの実施が難しい場合は、保護者の協力を得て医療的ケアの実施をお願いすることとなります。急用で学校看護職員が欠勤した場合を想定し、医療的ケア実施について兼務発令による学校看護職員及び訪問看護ステーションの看護師との共通理解を図るとともに、連絡網や保護者による協力体制を準備しておくことが大切です。

また、学校看護職員を複数配置している場合でも、状況によっては保護者の協力が必要な場合もあります。この場合も校内で事前に検討し、保護者の理解を得られるよう準備しておく必要があります。

Q-5 学校看護職員の勤務記録はどのようにしたらよいですか。

医療的ケアの実施時間、内容、場所等を毎日記録します。学校看護職員は自立活動の指導補助を行うことも職務とされています。医療的ケアに携わる時間も自立活動指導の補助と捉えますので、【(様式例13) 学校看護職員勤務記録表】(p40)や【(様式例14) 学校看護職員勤務表】(p41)にその旨の記載が必要です。

Q-6 学校看護職員の研修の機会はどのように確保したらよいですか。

日常の医療的ケアの手技等については、主治医巡回指導の機会を利用して指導を受けます。学校によっては、幼児児童生徒の実態から必要な医療的ケアの手技等の研修の機会を設定しているほか、自校の各種研修を活用した自立活動についての研修を実施しています。また、避難訓練の機会に併せて緊急時対応訓練を実施し、担当する幼児児童生徒の実態に応じた非常時の対応の在り方等を研修しています。ただし、学校看護職員の勤務時間が1週間30時間以内に限定されていることから、研修時間の確保には配慮が必要です。

特別支援教育課では、年1回程度の学校看護職員研修会を実施しています。今後も研修会等を通して、専門家による助言等を取り入れ、学校看護職員の不安の解消を図りながら安心・安全な医療的ケアの実施を目指していきます。また、県医師会や県看護協会、医療的ケア児支援センターによる研修会等を、学校看護職員の研修の場として活用できるよう、必要に応じて情報提供していきます。

文部科学省では、学校に在籍する医療的ケア児が増加する中、医療機関等とは異なる環境である学校の特性を踏まえながら安心・安全な医療的ケアへの対応ができるように、令和元年度に「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」を作成しています。また、そのマニュアルに基づき、学校現場で行われている主要な医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができるように作成した研修動画を公開しています。53ページにURL等を掲載しましたので、活用してください。

Q-7 医療的ケアに係る事故を未然に防ぐためにはどのようにしたらよいでしょうか。

- ① 学校における「医療的ケア」は、保護者も含め学校全体、主治医、広くは教育委員会、県医師会、県看護協会、福祉関係との連携により実施されるものです。そのため、安心・安全な医療的ケアの実施に向けての情報共有が重要です。対象幼児児童生徒に関する情報、医療的ケアに関する情報を関係者全員が把握する必要があります。対象幼児児童生徒の日常的な体調を把握するため、体調管理を把握するポイントについて保護者や主治医と共通理解を図り、【(様式例15)健康管理表】(p42)で確認することも大切です。
- ② 医療現場では「インシデントレポート」や「ヒヤリ・ハット報告」等の提出が一般的です。これらは、直接事故につながらなかったケースであっても、事故が発生しそうな事例を書類で報告し、関係者全員が確認し、同様な事故を事前に防ぐというものです。ここで大切なのは、関係者間のコミュニケーションによって、相互のチェック機能を働かせようとすることです。学校においては、医療的ケアに関わる教職員個々の専門性や役割を重視しながら、児童生徒等の安心・安全のために自由に意見を交わすことのできる環境づくりが大切です。
- ③ 医療的ケア学校間連絡協議会、学校看護職員研修会、特別支援学校医療的ケア推進協議会等において、各校からのヒヤリ・ハット事例の報告を全体で共有しています【(様式例16)医療的ケアに関するヒヤリ・ハット報告書】(p43)。  
ヒヤリ・ハット事例の分析を関係職員に周知し、職員一人一人のヒヤリ・ハットに対する意識向上と同様のケースの未然防止が目的です。他校の事例であっても、それを参考に各校で起こりうる状況をイメージし、対応や予防策について検討することが大切です。

## IV 医療的ケア実施手続き

### 1 文書による手続きと共通理解の重要性

学校における医療的ケアの実施は、一つ誤れば生命に関わる大事故につながる危険性があります。この危険を最大限に回避するためには、医療的ケアに関わる関係者の共通理解と連携が重要です。そして、この共通理解と連携を確実にするために文書による手続きを行う必要があります。

医療的ケア実施体制の整備によって守らなければならないのは、当該幼児児童生徒の健康・安全と、医療的ケアに関わる全ての人たち自身でもあります。その手段の一つが「実施手続き」です。こうした文書による手続きは、交わした文書そのものが重要であるだけでなく、手続きの過程で関係者間の十分な共通理解が図られることに、より大きな意義があると考えます。

以上のような文書による実施手続きの重要性を十分に理解し、確実に手続きを進めていくことが大切です。

### 2 手続きのポイント

#### (1) 医療的ケアの申請までの流れ

◎医療的ケアの手続きは保護者の申請からスタートします。

#### ① 保護者への事前説明（学校）

- ・校長は学校で実施する医療的ケアの内容や仕組み、手続きなどについて、保護者会や教育相談などで十分に説明します。
- ・保護者から申請があった内容について、校内検討委員会で検討すること、学校の環境や体制などによっては実施できない場合もあること、また、安心・安全な医療的ケアの実施体制が整うまでの期間や学校看護職員の不在時等は、保護者に付添を依頼する場合があることを説明します。
- ・医療的ケア担当等の教職員が保護者と十分に話し合い、保護者との共通理解を図ることが大切です。

※特に、新入生や新規で医療的ケアを開始するケースでは、丁寧に事前説明を進める必要があります。

#### ② 主治医への相談（保護者）

- ・保護者は【(様式1) 依頼書】(p25)により主治医に相談し、必要な医療的ケアの内容について【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】(p26~29)への記載を依頼します。

#### ③ 申請書の提出（保護者）

- ・保護者は【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】(p26~29)を添えて、学校に【(様式3) 医療的ケア実施申請書】(p30)を提出します。

## (2) 校内検討委員会での検討

### ① 申請内容の検討（学校）

- ・保護者からの申請を受け、校長は学校での医療的ケア実施の適否について校内検討委員会で協議します。
- ・校内検討委員会では主治医からの【(様式2)医療的ケア意見書・指示書】(p26～29)や学校医等の意見を参考にしながら、実施可能な医療的ケアの内容と範囲を決定します。その際は、主治医の指示等が、学校の実情に照らして実施可能か否かを十分に検討する必要があります。
- ・実施可能と判断した場合は、【(様式2)医療的ケア意見書・指示書】(p26～29)の写しを添付し、県教育委員会に【(様式4)医療的ケア実施確認書】(p31)を提出します。

※校内検討委員会において、医療的ケアの実施を見合わせると判断した場合には、校長が判断理由を添えて保護者に文書で通知します【(様式7)医療的ケアの実施について】(p34)。

### ② 教職員の共通理解（学校）

- ・校長は、校内の共通理解を図るために、医療的ケア実施の適否についての検討結果を職員会議等で報告します。

## (3) 県教育委員会の承認、実施までの流れ

### ① 報告内容の確認（県教育委員会）

- ・学校からの報告を受けて、実施の適否について県教育委員会で確認した上で、特別支援教育課長より【(様式5)医療的ケア実施承認書】(p32)をもって医療的ケア実施を承認します。

### ② 保護者への通知（学校）

- ・県教育委員会からの実施承認を受け、学校は【(様式6)医療的ケア実施内容通知書】(p33)により保護者に通知します。
- ・学校は、指示書の内容について主治医から説明を受けます。新入生や新規で医療的ケアを開始する場合は、可能な限り保護者とともに説明を受けることが望ましいです。

### ③ 医療的ケアの実施

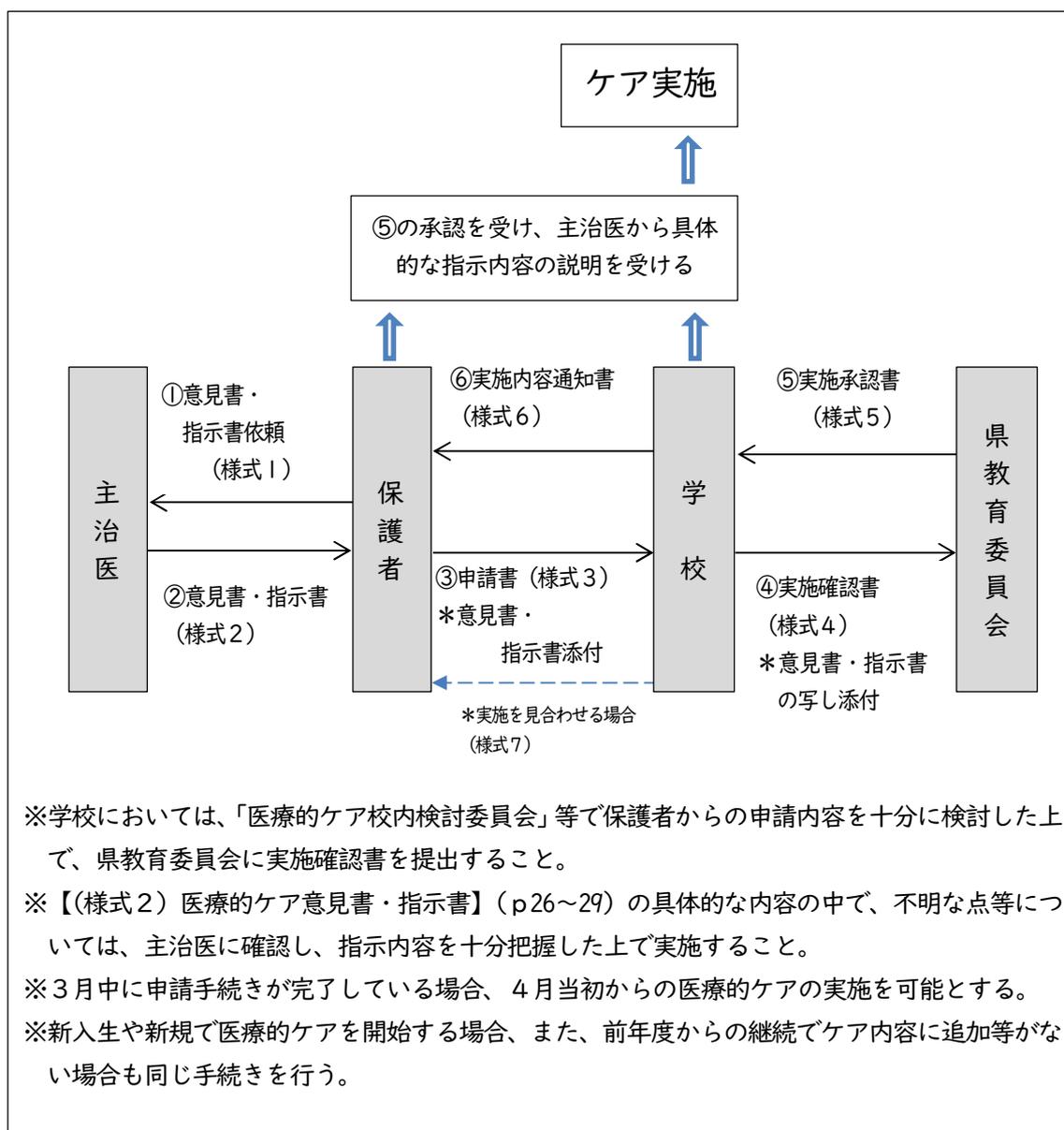
- ・【(様式2)医療的ケア意見書・指示書】(p26～29)に従い、学校看護職員による医療的ケアを実施します。

\*新入生については、4月当初からの学校看護職員による医療的ケアの実施に向けて、短期間での書類準備に係る保護者の負担軽減や保護者による付添い期間の短縮が図られるように、手続きの進め方に留意します。具体的には、特別支援学校での教育相談の内容や、特別支援学校への就学に向けた保護者と市町村教育委員会の合意形成の状況を踏まえ、県教育委員会との確認の上で、医療的ケアに関する手続きについての事前説明を行

い、手続きを進めるものとし、医療的ケア児についての就学相談を受けた場合は、県教育委員会担当者と早期からの情報共有をお願いします。

### 3 実施手続きの具体的な内容

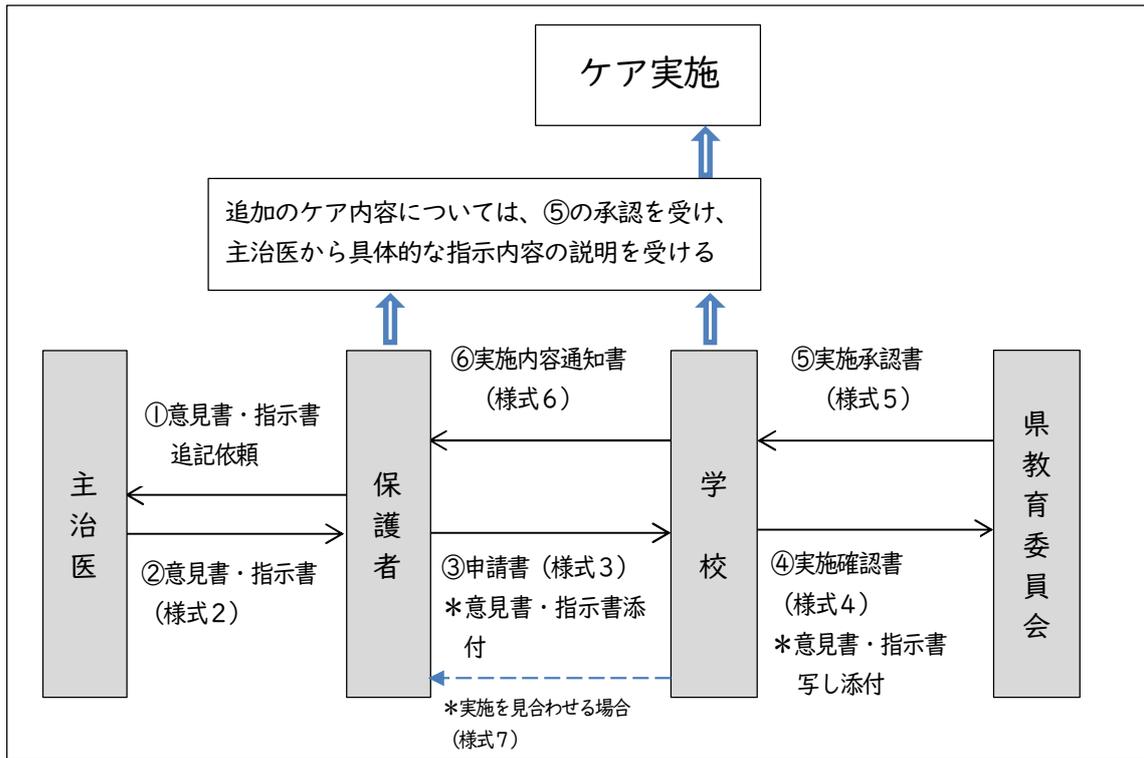
#### (1) 医療的ケアを実施するための手続きの流れと提出書類



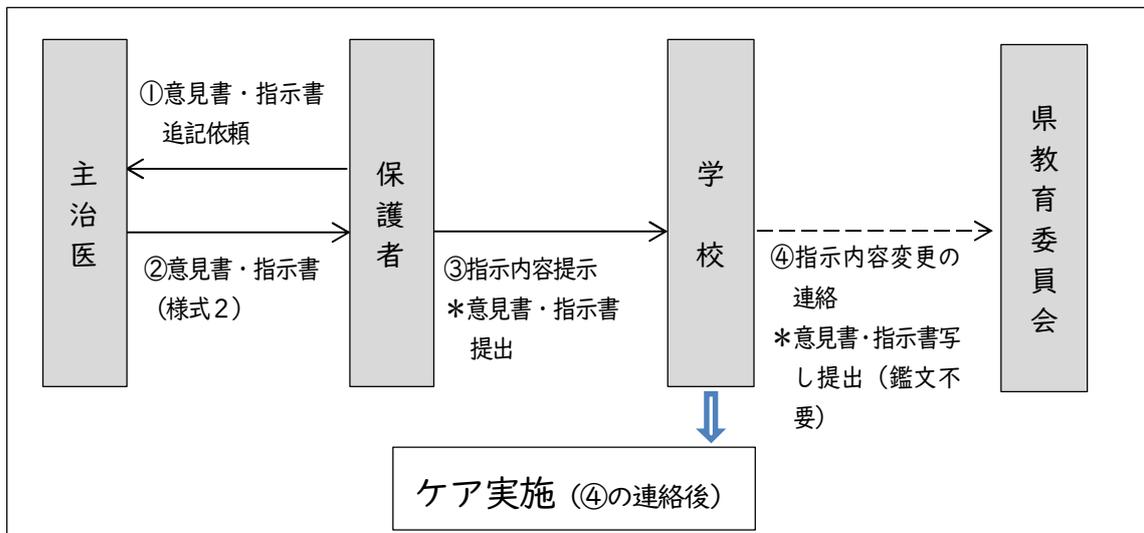
(2) 対象幼児児童生徒の状態の変化により、年度途中で医療的ケアの内容を変更する場合の  
 手続きの流れと提出書類

※保護者は改めて学校へ申請する必要があります。手続きは次のとおりです。

ア 新しいケア内容が加わる場合

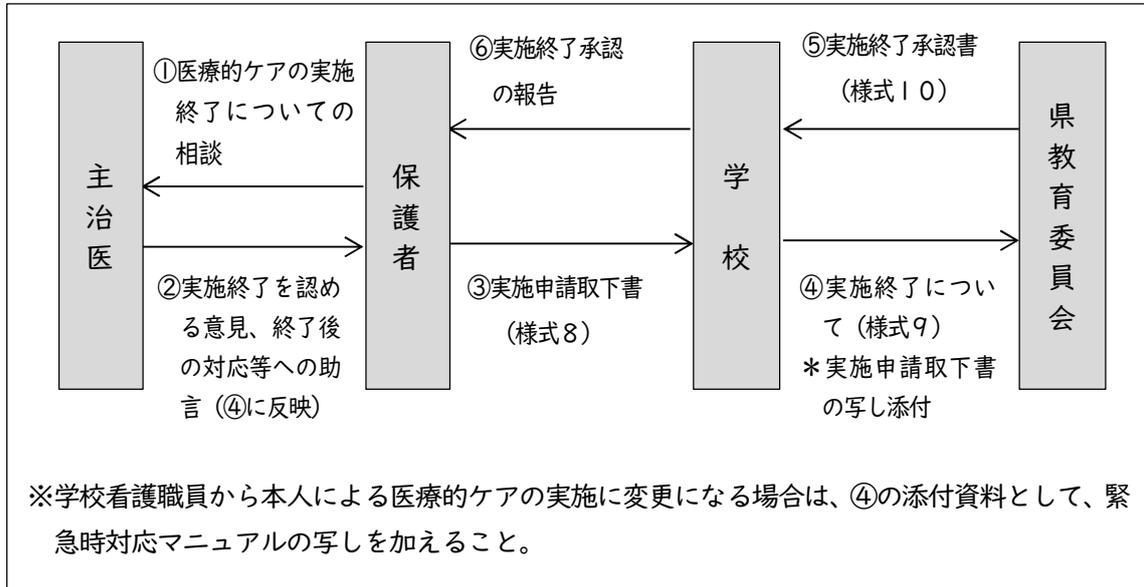


イ ケアの手順や水分の量などが変更になる場合



※アとイのケースの判断が困難な場合は、特別支援教育課に問い合わせください。

(3) 年度途中で、学校看護職員による医療的ケアの実施を終了する場合の手続きの流れと提出書類



(4) 年度途中、あるいは年度替わりに主治医が変わった場合の手続き

新しい主治医に、保護者を通して学校看護職員による医療的ケアの実施について説明し、協力を依頼します。同時に、県教育委員会からの文書による依頼も行いますので、担当者への連絡をお願いします。

年度途中の場合は、現在使用している【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】(p26~29)を基に、医療的ケアの指示内容に変更がないか確認し、主治医の署名をいただきます。変更がある場合は(2)を参照し、【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】(p26~29)への追記を依頼します。

また、主治医巡回指導を実施済みの場合も、新しい主治医に巡回指導を依頼することになりますので、その時期について、担当者への連絡をお願いします。

年度替わりの時期の場合は、新しい主治医に依頼し、(1)の手続きを行います。

県教育委員会への実施手続きに関する書類や主治医巡回指導の記録等の送付については、個人情報の保護に留意し、統合型校務支援システムのメッセージ機能の活用、又は郵送で行います。

# 様式

## 【医療的ケアの手続きに関する様式】

- ・様式 1 医療的ケア意見書・指示書について（依頼）
- ・様式 2 医療的ケア意見書・指示書
- ・様式 3 医療的ケア実施申請書
- ・様式 4 医療的ケア実施確認書（報告）
- ・様式 5 医療的ケア実施承認書（通知）
- ・様式 6 医療的ケア実施内容通知書
- ・様式 7 医療的ケアの実施について（通知）
- ・様式 8 医療的ケア実施申請取下書
- ・様式 9 医療的ケアの実施終了について
- ・様式 10 医療的ケア実施終了承認書

## 【様式例】

- ・様式 11 医療的ケア緊急対応カード
- ・様式 12 服薬等依頼書
- ・様式 13 学校看護職員勤務記録表
- ・様式 14 学校看護職員勤務表
- ・様式 15 健康管理表
- ・様式 16 医療的ケアに関するヒヤリハット報告書

令和 年 月 日

〇〇病院  
主治医 様

秋田県立〇〇支援学校  
保護者

医療的ケア意見書・指示書について（依頼）

現在、貴病院で治療を受けている（幼児児童生徒氏名）について、在籍している〇〇支援学校において、学校生活の中で、配置されている学校看護職員による医療的ケアをお願いしたく、別紙「医療的ケア意見書・指示書」の記入をお願いいたします。

なお、今後の検討の結果、実施することとなった場合、指示書の内容について、担当学校看護職員に直接説明いただきたくお願いいたします。

（別紙） 「医療的ケア意見書・指示書」

1部

\* 新入生の場合

下線部に「〇〇支援学校入学後に」等と記入

令和 年度 医療的ケア意見書・指示書

[意見書]

学校名		幼児児童 生徒氏名	
受診状況	<input type="checkbox"/> 定期 1回 / ( ) 週 ・ ( ) 月 <input type="checkbox"/> 不定期		
障害及び病名			

学校看護職員による医療的ケアの実施についての意見

- 保護者の申請する次の行為について、学校看護職員が実施することは可能である。
- 経管栄養     吸引     吸入     エアウェイ     酸素療法  
 人工呼吸器の管理     排痰補助装置     血糖値測定・インスリン注射     導尿介助
- 保護者の申請する行為について、学校看護職員が実施することは不可能である。

**【学校看護職員が実施不可能な医療的ケアの内容】**

**【理由】**

記入日 令和 年 月 日      医療機関名

医師名

校外の学習（移動時のスクールバス利用含む）で学校看護職員が実施できる医療的ケアの内容

- 校内で実施できるケア内容と同じ      \*校外で実施できるケア内容を記入願います。
- 校内で実施できるケア内容のうち一部 ⇒
- 校外の学習での実施は不可

**【理由】** \*校外の学習での実施が不可能な理由を記入願います。

校外学習への参加の可否について \*実施予定日は学校で記入

- ・参加可
- (確認日:令和 年 月 日) \* (実施予定日:令和 年 月 日)
- (確認日:令和 年 月 日) \* (実施予定日:令和 年 月 日)
- (確認日:令和 年 月 日) \* (実施予定日:令和 年 月 日)
- \* 校外学習実施計画書の内容を踏まえ、医療的ケアに関する指示の変更や追加がありましたら、指示書に御記入ください。
- ・参加不可
- (確認日:令和 年 月 日) \* (実施予定日:令和 年 月 日)
- (確認日:令和 年 月 日) \* (実施予定日:令和 年 月 日)



学校名		幼児児童生徒氏名	
必要とする医療的ケアの内容	吸引	<input type="checkbox"/> 咽頭手前までの吸引      { <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 咽頭より奥の気道までの吸引      { <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 経鼻咽頭エアウェイ内の吸引      { <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 気管切開部（気管カニューレ）からの吸引      { <input type="checkbox"/> 鼻腔内	<b>【注意及び配慮事項】</b> *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。
	吸引	<input type="checkbox"/> 気管切開部への吸引チューブ挿入の目安 チューブ先端部の位置は、切開部から（      ）cmまで <input type="checkbox"/> 気管切開部の衛生管理      { <input type="checkbox"/> 汚染時のガーゼ交換 <input type="checkbox"/> 人工鼻の交換      { <input type="checkbox"/> 人工鼻の交換	<b>【注意及び配慮事項】</b> *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。
	★非常時対応	*校外での対応に違いがある場合は、それぞれ加えて記入願います。	
		<input type="checkbox"/> 気管カニューレ抜去時の対応 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ閉塞時の対応	
	吸入	<input type="checkbox"/> ネブライザー等による吸入 <input type="checkbox"/> 薬液 （      ） _____ml } （      :      ）、（      :      ）頃 （      ） _____ml } * <input type="checkbox"/> 校外での学習における指示内容の変更可能 変更可能内容（      ） <input type="checkbox"/> 精製水 <input type="checkbox"/> 生理食塩水      } （      :      ）、（      :      ）頃 <input type="checkbox"/> 蒸留水      } * <input type="checkbox"/> 校外での学習における指示内容の変更可能 変更可能内容（      ）	
エアウェイ	<input type="checkbox"/> 経鼻咽頭エアウェイの管理 <input type="checkbox"/> 装着状態の確認 <input type="checkbox"/> 抜去時及び閉塞時の対応      { *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。 }		
酸素療法	<input type="checkbox"/> 毎分      %の酸素を      { <input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> （      :      ）頃      } 投与する。 <input type="checkbox"/> 配慮事項      { *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。 }		
人工呼吸器の使用	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器の使用      *個々の状況や使用する人工呼吸器に応じた詳しい指示内容は別紙での指示をお願いします。 （以下の項目を参照） { 人工呼吸器の管理、加湿器の有無、人工鼻の有無、人工呼吸器の名称、人工呼吸器の設定、移乗時等の対応 人工呼吸器故障時の対応、トラブル時の連絡先、人工呼吸器を外す条件、内蔵バッテリーの稼働時間 等 <input type="checkbox"/> 配慮事項      { *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。 }		
排痰補助装置	<input type="checkbox"/> _____の時、排痰補助装置を使用する。 <input type="checkbox"/> 排痰補助装置の設定      { <input type="checkbox"/> 配慮事項      { *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。 }		

学校名		幼児児童生徒氏名	
必要とする医療的ケアの内容	血糖値測定 インスリン注射	<input type="checkbox"/> 血糖値測定 <input type="checkbox"/> 定時 時 分 <input type="checkbox"/> 定時以外 ( ) <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 配慮事項 { *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。 }	高血糖時の対応 低血糖時の対応
	導尿介助	<input type="checkbox"/> 導尿 ( ) 時間毎 <input type="checkbox"/> 自己導尿の補助・援助 ( ) 時間毎 ・導尿の間隔を _____ 時間程度まで延長することは可能である。 <input type="checkbox"/> 配慮事項 { *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。 }	
その他	【校内での生活上の注意及び配慮事項】 *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。		
特記事項	<input type="checkbox"/> アレルギー 【注意及び配慮事項】 *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。	<input type="checkbox"/> 発作(てんかん、喘息)等 【注意及び配慮事項】 *校外での対応に違いがある場合は、加えて記入願います。	
秋田県立 学校長 様 先に、保護者から依頼のありました幼児児童生徒についての、学校における学校看護職員による医療的ケアの実施は可能であり、その内容については上記のように指示します。 記入日 令和 年 月 日 医療機関名 医師名 印 記入日 令和 年 月 日 医療機関名 医師名 印			

令和 年 月 日

秋田県立〇〇支援学校長 様

学部・学年

幼児児童生徒氏名

保護者氏名

印

### 医 療 的 ケ ア 実 施 申 請 書

上記幼児児童生徒の医療的ケアについて、秋田県立〇〇支援学校「医療的ケア実施要項」の定めるところにより実施くださるよう申請いたします。

医療的ケア実施に際しての内容は、秋田県教育委員会が定めた事項とし、保護者としての責任を遵守いたします。

1 医療的ケア申請理由

2 申請する医療的ケアの内容

3 添付書類 「医療的ケア意見書・指示書」

1 部

様式 4

文書番号

令和 年 月 日

秋田県教育委員会  
教育長 宛

秋田県立〇〇支援学校長

医療的ケア実施確認書（報告）

「特別支援学校における学校看護職員配置による医療的ケア実施要綱」に基づき、本校における幼児児童生徒の医療的ケアを次のように実施いたしますので、確認の上承認くださるようお願いいたします。

No.	学部	学年	幼児児童生徒氏名	保護者氏名	医療的ケアの内容	病院名・主治医名	備考
1							
2							
3							
4							

\*添付書類 「医療的ケア意見書・指示書」 写し

教 特 一  
令和 年 月 日

秋田県立〇〇支援学校長 様

特別支援教育課長

医療的ケア実施承認書（通知）

令和 年 月 日付け〇〇—〇〇〇で報告のありました医療的ケア実施確認書について、次のとおり承認します。ついては、令和 年 月 日以降、この承認書に基づいて実施願います。

No.	幼児児童生徒氏名	学部 (学年)	実施する医療的ケアの内容
1			
2			
3			
4			

文書番号

令和 年 月 日

(保護者)

様

秋田県立〇〇支援学校長

## 医療的ケア実施内容通知書

先に申請のありました医療的ケアの実施について、秋田県教育委員会から承認されたので通知します。

学部・学年及び幼児児童生徒氏名	
保護者氏名	
主治医氏名及び病院名	
実施期間	
実施する医療的ケアの内容と場所	
実施担当学校看護職員	

- \* 医療的ケア意見書・指示書に基づき、養護教諭、学校看護職員が主治医から直接具体的な指示を受け、その後、医療的ケアを学校で実施します。
- \* 医療的ケア開始当初、担当学校看護職員との手技の伝達等の引継ぎのため、保護者の方に付添いをお願いする期間を設ける場合があります。御協力をお願いします。

様式 7

文書番号  
令和 年 月 日

(保護者)

様

秋田県立〇〇支援学校長

医療的ケアの実施について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありました医療的ケアの実施について、医療的ケア校内検討委員会で協議いたしましたが、次の理由により医療的ケアの実施を見合わせる事となりましたので通知いたします。

なお、医療的ケアの実施体制等の状況に変化があった場合は、再度、医療的ケア校内検討委員会で協議することを申し添えます。

1 幼児児童生徒 学年・氏名

学部 学年 氏 名

---

2 医療的ケアの内容

3 医療的ケアの実施を見合わせる理由

令和 年 月 日

秋田県立〇〇支援学校長 様

学部・学年

幼児児童生徒氏名

保護者氏名

印

## 医 療 的 ケ ア 実 施 申 請 取 下 書

上記幼児児童生徒の医療的ケアについて、令和 年 月 日付けの医療的ケア実施申請書を取下げます。

### 1 医療的ケア実施申請取下げ理由

文書番号  
令和 年 月 日

秋田県教育委員会  
教育長 宛

秋田県立〇〇支援学校長

医療的ケアの実施終了について（報告）

令和 年 月 日付け、 — で報告いたしました医療的ケア実施確認書について、保護者から別添写しのとおり医療的ケア実施申請取下書の提出がありました。については、次のとおり医療的ケアの実施を終了することを報告いたします。

学部・学年及び幼児児童生徒氏名	
保護者氏名	
主治医氏名及び病院名	
医療的ケアの実施終了日	
主治医による意見	

〈別添〉

- ・（写）医療的ケア実施申請取下書 1 部
- ・（写）緊急時対応マニュアル
- ※学校看護職員から本人による医療的ケアの実施に変更になる場合のみ 1 部

教 特 一  
令和 年 月 日

秋田県立〇〇支援学校長 様

特別支援教育課長

医療的ケア実施終了承認書（通知）

令和 年 月 日付け、 一 で報告のありました医療的ケアの実施終了について、次のように承認します。

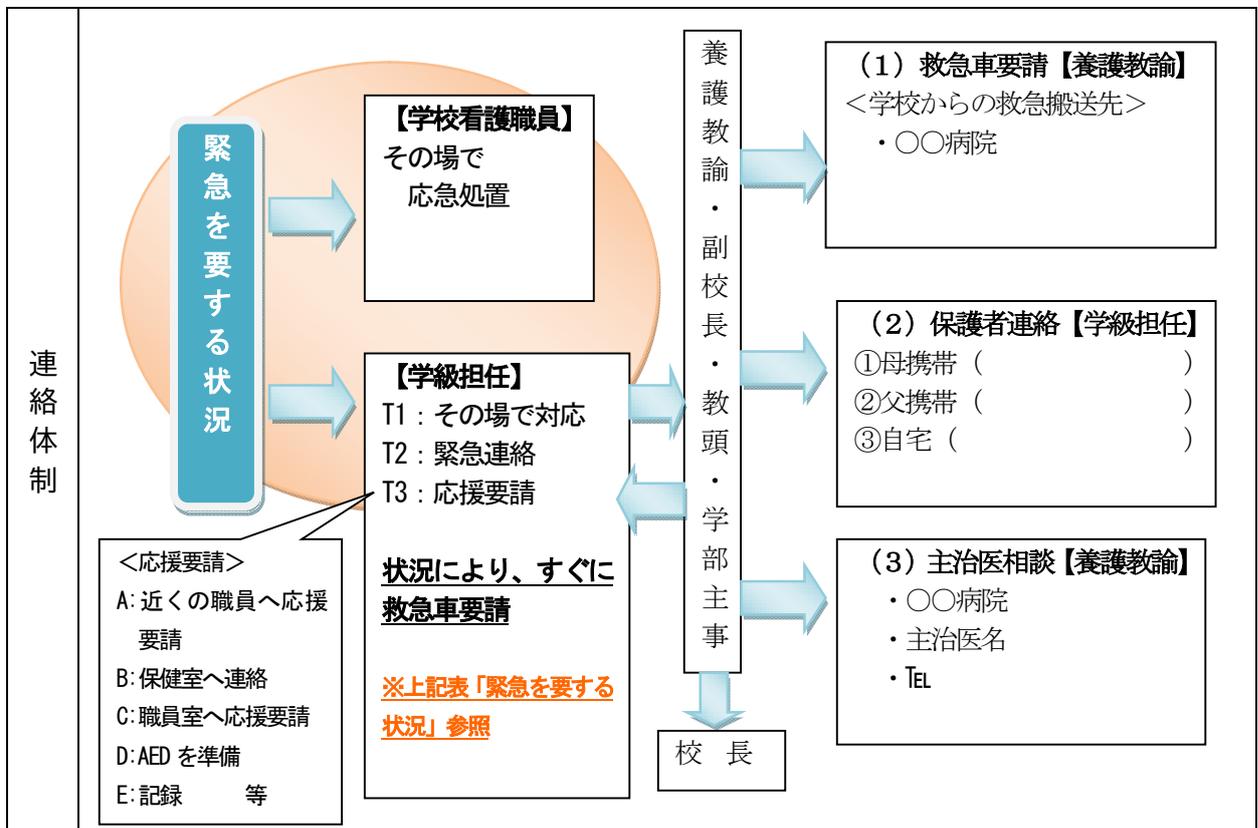
学部・学年及び幼児児童生徒氏名	
医療的ケアの実施終了日	

## 医療的ケア緊急対応カード

幼児児童生徒氏名 (学部・学年)	( 学部 年 )
---------------------	----------

ケア内容	
------	--

緊急を要する状況	救急車要請・搬送の場合	保護者へ連絡して協力を得る場合



主治医	
生年月日・血液型	年 月 日 型
障害名	
身長・体重	cm kg
服用薬等	
手帳等	

秋田県立〇〇支援学校長 様

学部・学年  
幼児児童生徒氏名  
保護者氏名 印  
(施設長名 印)

## 服 薬 等 依 頼 書

上記幼児児童生徒について、以下のように校内において服薬等の介助を依頼します。

- 1 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日  
(合計 日間)
- 2 病 状 等
- 3 服 薬 状 況 1日 回、食 間、食後 分、( )時間ごと  
学 校 におい て 給食後、 食間 ( 時 分)  
他 ( )  
寄 宿 舎 におい て 朝、 朝食後、 夕食後、 夜寝る前  
他 ( )
- 4 薬 について 粉薬 (薬名: )  
錠剤 (薬名: )  
水薬 (薬名: )  
その他 (薬名: )  
(計 種類)
- 5 そ の 他 病 院 名  
担当医師名

様式 13 (様式例)

学校看護職員勤務記録表

※ この記録表は学校看護職員の勤務状況を確認するためのものです。勤務開始・終了時刻、勤務内容が分かるような記入をお願いします。

また、児童生徒等の状況、ケアの内容等について詳しく記入してもかまいませんが、記録が負担にならないように形式を各校で工夫してください。

実施月日	令和 年 月 日 ( )	勤務時間	時 分 ~ 時 分
時 間	医療的ケア実施内容 (場所)		備 考
8 : 4 5			担当者打ち合わせ
10 : 0 0	A 吸引 (小2教室)		
10 : 2 0			
11 : 0 0	A、B 経管栄養 (ケアルーム)		
12 : 0 0	↓		
13 : 0 0	A 酸素吸入 (ケアルーム)		
14 : 0 0	A 吸引 (小2教室)		
15 : 0 0	後片付け		記録簿整理
15 : 1 0			校内連絡会
15 : 3 0			
【 記 事 】			
C 欠席			
記入者氏名	学校看護職員		

## 学校看護職員勤務表

学校名

学校看護職員氏名

	月	火	水	木	金
8:45～ 9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭との打ち合わせ（児童生徒の健康状態確認）</li> <li>・ケア準備</li> </ul>				
9:30～10:20	小学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	小学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	小学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア
10:20～11:30	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	小学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	小学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア
11:30～13:05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経管栄養準備</li> <li>・経管栄養・水分補給</li> </ul>				
13:05～13:50	休 憩 ・ 昼 食				
13:50～14:40	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア	中学部自立活動補助 ＊適宜必要なケア
14:40～15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下校時健康観察・保護者への連絡</li> <li>・使用物品消毒</li> <li>・実施記録の記入・整理</li> </ul>				

この勤務表は、年度当初に各学校で作成し、学校看護職員の勤務について確認するものです。

＊安全な学習環境を整えられるよう、対象児童生徒等のケア内容から勤務時間を決定します。

＊午前・午後適宜休息時間を設けます。勤務時間を調整します。

医療的ケアに従事する時間も自立活動補助の時間に含まれます。

### 健康管理表

幼児児童生徒氏名 (学部・学年)	(                      学部                      年)
------------------	---

令和〇年〇月〇日 (月) ~ 〇月〇日 (金)

\*呼吸器に障害がある場合の例  
(+・-や数字等、簡易な表記で記載する。)

\*幼児児童生徒の日常的な健康観察のポイントについて、主治医・保護者との情報共有を基に項目を決定します。

項目 月日	○/○ (記入者)				
前夜の睡眠状況					
呼吸数					
喀痰・喘鳴					
吸気鼻翼拡大					
チアノーゼ					
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気にかかったこと</li> <li>・保護者との情報交換の内容 等</li> </ul>				

様式16 (様式例)

校長	副校長	教頭	学部主事	担任、学校看護職員、保健主事、養護教諭	担当

医療的ケアに関するヒヤリ・ハット報告書

記載者	
発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 頃 ( ) 校時、 休み時間、 昼休み
発生場所	
行為の種類	経管栄養 吸入 痰の吸引 気管切開部の衛生管理 酸素療法 導尿 その他 ( )
第一発見者	
発生状況	
予防策等	

# 資 料

## 【医療的ケアに係る実施要綱等】

- ・資料1 特別支援学校における学校看護職員配置による医療的ケア実施要綱
- ・資料2 医療的ケアに係る学校看護職員配置要領
- ・資料3 医療的ケアに係る主治医巡回指導要項
- ・資料4 特別支援学校医療的ケア推進協議会設置要項
- ・資料5 医療的ケアに係る学校看護職員サービス要項
- ・資料6 医療的ケアに係る学校看護職員の勤務及び身分上の取扱について  
(抜粋)
- ・資料7 学校看護職員による医療的ケアの対象児童生徒のスクールバスを使用した校外学習実施の手順

## 【関連した通知等】

- ・通知等の参考資料は、インターネット上のリンク先を掲載します。二次元バーコードを読み取るかURLを参照して、サイト上で閲覧してください。

## 特別支援学校における学校看護職員配置による医療的ケア実施要綱

秋田県教育委員会

- 1 目的  
特別支援学校（以下学校）において、日常的に吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、学校看護職員を配置することにより、幼児児童生徒に安全な学習環境を整備し、併せて、保護者の負担を軽減し、もって幼児児童生徒の教育の充実を図ることを目的とする。
- 2 医療的ケアの対象者  
対象は、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒のうち、自宅から通学し、校長が必要であると認めたものとする。
- 3 医療的ケアの内容  
学校で実施する医療的ケアは、原則として、痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、酸素療法、導尿（介助）、人工呼吸器の管理、血糖値測定・インスリン注射の各行為とし、各主治医の指示書に基づき学校看護職員が学校において行う上で支障がないと校長が認めた医療的ケアに限るものとする。
- 4 実施条件
  - (1) 学校看護職員が行う医療的ケアは、保護者が校長に申請し、学校医等を含む校内委員会での検討を経て、校長が必要であると認めたときに、主治医の指示書のもとに行うことができるものとする。
  - (2) 校長は、保護者の申請により学校看護職員による医療的ケアを実施しようとするときは、県教育委員会の承認を得るものとする。
  - (3) 県教育委員会は、校長に対して医療的ケア実施承認書を発行する。
  - (4) 医療的ケア実施上の詳細については、学校で定める「医療的ケア実施要項」に基づいて実施にあたるものとする。
  - (5) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の主治医は、別に定める「医療的ケアに係る主治医巡回指導要項」により主治医巡回指導を行うものとし、学校での医療的ケアの現状把握と指導助言を行う。
- 5 学校看護職員に係る規定
  - (1) 学校看護職員の配置は、「医療的ケアに係る学校看護職員配置要領」により行う。
  - (2) 学校看護職員の勤務は、次によるものとする。
    - ① 学校看護職員の勤務日は、幼児児童生徒の登校日とし、原則として週5日とする。ただし、学校行事、研修等で校長が必要と認めた場合は、勤務日を調整し勤務とする。
    - ② 学校看護職員は医療的ケアの必要に応じて、校内の適切な場所で勤務するとともに、校外の学習において適切な場所で勤務できるものとする。
    - ③ その他、配置校における勤務内容については、学校で定める「医療的ケア実施要項」に基づく。
  - (3) 学校看護職員の服務に関する事項は、「医療的ケアに係る学校看護職員サービス要項」、「医療的ケアに係る学校看護職員の勤務及び身分上の取扱について」に定める。
- 6 医療的ケア推進協議会の設置  
医療関係者、福祉関係者及び保護者と学校が、医療的ケアに関する理解を深め、連携し、協力関係を構築するため、関係者による協議会を設置する。
- 7 経費  
医師、学校看護職員に係る人件費、旅費及び医療機器設備費は、秋田県が負担するものとする。主治医に対する診療報酬、指示書料及び医療的ケアに必要な消耗品等は、保護者が負担するものとする。

附 則  
この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

## 医療的ケアに係る学校看護職員配置要領

秋田県教育委員会

### 1 趣旨

この要領は、医療的ケアに係る学校看護職員（以下「学校看護職員」という。）の配置、職務等に関して必要な事項を定めることにより、円滑な推進を図るものとする。

### 2 配置基準

医療的ケアを必要とし、自宅から通学する幼児児童生徒に対し、実態、対象者数及び学校の実状に応じて、学校看護職員を適切に配置する。

### 3 身分等

- (1) 非常勤職員とし、任期は1年間とする。
- (2) 看護師（正看護師）の資格を有し、臨床経験5年以上の者の中から適任者を充てるものとする。

### 4 職務

学校看護職員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

なお、職務を行うに当たっては、校長及び対象幼児児童生徒の主治医、保護者と綿密な連携を保ち、円滑な業務を行うことに留意する。

- (1) 主治医の指示書に基づいた医療的ケアの実施
- (2) 対象幼児児童生徒の主治医への報告・連絡
- (3) 対象幼児児童生徒の自立活動の指導補助
- (4) 県教育委員会が主催する研修会への参加

### 5 服務

学校看護職員の服務は「医療的ケアに係る学校看護職員服務要項」、「医療的ケアに係る学校看護職員の勤務及び身分上の取扱について」及び勤務校の「医療的ケア実施要項」によるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

## 医療的ケアに係る主治医巡回指導要項

秋田県教育委員会

- 1 趣旨  
この要項は、医療的ケアに係る主治医（以下「主治医」という。）巡回指導に  
関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 巡回指導の目的  
医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する特別支援学校を、主治医が巡  
回指導し、学校看護職員に指示内容の確認等を行うことにより、医療的ケアの適  
切な運用を図り、併せて安全な学習環境を整備する。
- 3 巡回指導回数  
主治医は、年 1 回程度 「主治医巡回指導」を行う。
- 4 巡回時の確認事項
  - (1) 主治医は、対象幼児児童生徒の状態、学校看護職員の医療的ケア手技の実際、  
医療的ケア環境等、学校での医療的ケアの現状把握を行う。
  - (2) 主治医は、対象幼児児童生徒の健康状態について学校看護職員に情報を提供  
する。
  - (3) 主治医は、医療的ケアの手技について学校看護職員に指導する。
  - (4) 主治医は、対象幼児児童生徒への医療的ケアマニュアルを点検し、適宜指導  
する。
  - (5) 主治医は、医療的ケアの環境及び関係職員連携について、適宜指導する。
  - (6) 学校看護職員は、日常の医療的ケアの実施状況と対象幼児児童生徒の状態を  
主治医に報告する。
  - (7) 養護教諭及び関係教員は、日常の対象幼児児童生徒の学校生活状況を主治医  
に報告する。
- 5 事務処理  
校長は、主治医からの指導内容を校内職員に周知徹底させるとともに、教育委  
員会あてに報告する。

附 則  
この要項は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要項は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要項は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要項は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要項は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要項は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要項は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

## 特別支援学校医療的ケア推進協議会設置要項

秋田県教育委員会

- 1 目的  
医療関係者、福祉関係者及び保護者と特別支援学校が、医療的ケアに関する理解を深め、連携し、協力関係を構築する。
- 2 協議内容  
(1) 医療的ケアの実施及び学校看護職員の業務等に関わる諸課題の整理と検討を行う。  
(2) 今後の医療的ケアの在り方について意見交換を行う。  
(3) その他、県内の医療的ケアに関わる事項の協議を行う。
- 3 委員の構成  
医師、看護協会関係者、保健・福祉行政機関関係者、学識経験者及び特別支援学校関係者（副校長・教頭、担当教諭・養護教諭、学校看護職員、保護者等）
- 4 委員の委嘱期間  
1か年とする。
- 5 推進協議会の開催  
年1回開催する。
- 6 事務局  
この会の庶務は、特別支援教育課において処理する。

附 則  
この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則  
この要項は、平成28年4月1日より施行する。

附 則  
この要項は、令和5年4月1日より施行する。

## 医療的ケアに係る学校看護職員サービス要項

秋田県教育委員会

### 1 趣旨

この要項は、医療的ケアに係る学校看護職員（以下「学校看護職員」という。）のサービスに関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 勤務

- (1) 勤務は原則として週5日、1日6時間以内とし、週30時間以内とする。
- (2) 勤務時間の割振りは校長が定める。ただし、長期休業中は研修会参加等を除き、原則として勤務を割振らない。

### 3 事務処理

学校看護職員は、職務執行の状況を記録し、毎日、校長に報告しなければならない。

附 則  
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則  
この要項は、平成28年4月1日より施行する。

附 則  
この要項は、令和5年4月1日より施行する。

医療的ケアに係る学校看護職員の勤務及び身分上の取扱いについて（抜粋）  
特別支援教育課

- 1 任用について  
公募者（看護師免許を有するもの）の中から、秋田県教育委員会が任命する。
- 2 身分について  
一般職非常勤職員（学校看護職員）とする。
- 3 勤務について
  - （1）勤務時間の割振りは校長が定める。ただし、長期休業中は研修会参加等を除き、原則として勤務を割振らない。
  - （2）勤務は、原則として週5日、1日6時間とし、週30時間とする。
  - （3）職務内容は、対象幼児児童生徒の医療的ケアを行う他、自立活動の指導補助とする。
  - （4）「医療的ケアに係る学校看護職員配置要領」及び「医療的ケアに係る学校看護職員サービス要項」に従って勤務する。
- 4 任用の期間  
対象幼児児童生徒の授業日の期間（Ⅰ～Ⅲ期）とする
- 5 勤務条件
  - （1）休暇の取扱は「秋田県教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間等取扱要綱」の規定に基づいて行う。
  - （2）通勤手当は「秋田県教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間等取扱要綱」の規定に基づいて与える。
  - （3）社会保険及び労務災害補償は、「秋田県教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間等取扱要綱」の規定に基づいて行う。
- 6 出勤簿の取扱い  
勤務の割振りに基づいて勤務し、勤務した日は出勤簿に記録する。
- 7 発令及び任用条件通知書  
任命権者は「秋田県教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間等取扱要綱」に基づき、当該職員に対し、別紙様式による「任用条件通知書」を交付する。

## 学校看護職員による医療的ケアの対象児童生徒のスクールバスを使用した校外学習実施の手順

特別支援教育課

1	<p>校外学習計画立案（学級・学部）</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童生徒について、当該年度の主治医からの意見・指示のうち、校外学習に係る内容を確認する。【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】（p26～29）</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童生徒が参加する校外学習実施計画（案）を作成する。</p> <p><input type="checkbox"/> 校外学習について、実施計画（案）を基に保護者に説明し、参加方法（スクールバス使用、学校看護職員同行）について希望を確認する。</p>
2	<p>校外学習実施に向けた検討（医療的ケア校内検討委員会）</p> <p>校外学習先及び車内で安全に医療的ケアの実施ができるか、以下の項目について検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全な乗車（座席利用の可否、乗車時の姿勢保持等）</p> <p><input type="checkbox"/> 乗車位置（医療的ケアの実施に必要なスペース、緊急時のスムーズな降車等）</p> <p><input type="checkbox"/> 日程、移動距離、走行時間、走行ルート（無理なく参加することができるか）</p> <p><input type="checkbox"/> 医療的ケアの実施場所（走行中に医療的ケアは実施できないため停車場所を決めておく、校外学習先での医療的ケアの実施場所を確保する）</p> <p><input type="checkbox"/> 医療的ケアの内容・時間（具体的な医療的ケアの内容や実施時間、必要物品）</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時の対応（緊急時の救急車要請、体調不良時の保護者の送迎等）</p> <p><input type="checkbox"/> 校内に残る他の医療的ケア対象児童生徒の医療的ケア実施に影響（保護者の負担等）がないことを確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（車いすの運搬、実態に応じて個別に検討が必要なこと等）</p>
3	<p>主治医への確認（保護者）</p> <p><input type="checkbox"/> 実施計画に基づき、校外学習の参加の可否を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 【(様式2) 医療的ケア意見書・指示書】（p26～29）の変更や追記の有無を確認する。</p>
4	<p>校外学習実施の判断（校長）</p> <p>上記3を踏まえ、校外学習の実施について校長が判断する。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童生徒について、実施1年目の初回は、校外学習の実施が決定した時点で、特別支援教育課指導チームに報告する。（電話）</p>
5	<p>実施に向けた準備</p> <p><input type="checkbox"/> スクールバス内で医療的ケアが必要な場合は、保護者、担任・医療的ケア担当職員等、学校看護職員がスクールバス内での手技を確認する。（保護者又は学校看護職員が実際に医療的ケアを行う）</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて「医療的ケア実施要項」、「スクールバス運行規約等」の見直し、校外学習時の医療的ケア児のスクールバス乗車に係る実施規定等の策定等を行う。</p>
6	<p>校外学習実施・報告（医療的ケア校内検討委員会等）</p> <p><input type="checkbox"/> 校外学習実施の記録（医療的ケアの実施状況や課題）をまとめる。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童生徒について、実施1年目の初回は、実施状況を特別支援教育課指導チームに報告する。（電話）</p>

## <文部科学省Webサイト>

- ・「学校における医療的ケア」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/mext\\_00706.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html)



- ・「学校における医療的ケア実施体制の拡充事業」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/r05/1420893\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r05/1420893_00003.htm)



- ・「学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）」

[https://www.mext.go.jp/content/20210927-mxt\\_tokubetu01-000010176\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210927-mxt_tokubetu01-000010176_1.pdf)



- ・「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」

<https://www.mext.go.jp/content/000365351.pdf>



## ○ 文部科学省通知等

- ・医療的ケア見及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

[https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt\\_tokubetu01-000007449\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt_tokubetu01-000007449_1.pdf)



- ・学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm)



- ・「令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査」の結果を踏まえた対応について（依頼）

[https://www.mext.go.jp/content/20250715-mxt\\_tokubetu01-000007449\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250715-mxt_tokubetu01-000007449_2.pdf)



- ・小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア見を安心・安全に受け入れるために～

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00002.htm)



- ・医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1414596\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596_00002.htm)



- ・ 医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（その 2）（周知）

[https://www.mext.go.jp/content/20250501-mxt\\_tokubetu01-000007449\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250501-mxt_tokubetu01-000007449_02.pdf)



- ・ 医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（その 2）（周知）\*別添

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc7179&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc7179&dataType=1&pageNo=1)



- ・ 医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（その 3）

[https://www.mext.go.jp/content/20260311-mxt\\_tokubetu01-000007449.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260311-mxt_tokubetu01-000007449.pdf)



- ・ 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）

[https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt\\_tokubetu02-000007449\\_9.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt_tokubetu02-000007449_9.pdf)



- ・ 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

<https://www.childneuro.jp/uploads/files/information/buccolam20220719.pdf>



- ・ 学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）投与について

[https://www.mext.go.jp/content/20240131-mxt\\_kenshoku-000031776\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240131-mxt_kenshoku-000031776_1.pdf)



- ・ 看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について（周知）

[https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt\\_tokubetu02-000007449\\_8.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt_tokubetu02-000007449_8.pdf)



- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について

[https://www.mext.go.jp/content/20200525mxt\\_tokubetu02-000007449\\_7.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200525mxt_tokubetu02-000007449_7.pdf)



- ・ 人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校における災害時の対応について

[https://www.mext.go.jp/content/20200525-met\\_tokubetu02-000007449\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200525-met_tokubetu02-000007449_06.pdf)



**秋田県**  
**特別支援学校の医療的ケア実施の手引**

令和8年3月

発行 / 秋田県教育委員会  
編集 / 県教育庁特別支援教育課  
TEL 018-860-5135  
FAX 018-860-5136